

- 七 前五号に掲げるもののほか、政令で定める法律に基づき設立された共済組合及びその連合会
- 八 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定に基づき設立された健康保険組合及びその連合会
- 九 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定に基づき設立された国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- 十 国の委託を受けて健康保険法第二十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第七十九条の施設として病院を開設する者
- 2 前項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつては、厚生大臣の定めるところにより、病院の機能及び性格を考慮して、必要な補正を行なわなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により前条第一項又は第二項の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ、医療機関整備審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 厚生大臣は、第一項の規定による省令を定め、又は第一項及び第二項の規定による定めをするに当たつては、医療審議会の意見を聞かなければならない。
- 5 日本国有鉄道、日本専売公社、

附則

この法律による改正後の第七條の二の規定は、病院の開設又は病床数の増加若しくは病床の種別の變更に係るこの法律の施行前になされた許可の申請については、適用しない。

理由
医療機関の計画的整備を図るため、公的性格を有する病院の開設等を規制して、その地域的偏在を防止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中野委員長 提案理由の説明を聴取いたします。小沢辰男君。

○小沢(辰)議員　ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案の提案の理由を説明いたします。(資料がないぞ)と呼ぶ者あり)恐縮でございますが、印刷は後はお届けしますので、ゆっくりに御説明をいたしますから、御聴取をいただきたいと思ひます。

○中野委員長 資料は後ほど提出いた
させます。

○小沢(辰)議員 国民皆保険の達成を月曜の間に控えて、これがための基礎的条件の整備の一環として、医療機関の適正配置が緊急の施策として要望せ

られておることは御承知の通りであります。医療機関の適正配置の施策は、一方において、無医地区その他医療機関の不足する地域においてこれが新増

設をはかることを要請するとともに、他方、医療機関に対する需要がすでに十二分に満たされている地域においては、これが新增設を規制してその乱立

を防止することを期待するものであります。特に近時、一部大都市等において、国家的ないしは公的性格を有する病院が、当該地域の医療需要と無関係に、いわば非計画的に設置され、また増設される傾向にあることにかんが

み、かような傾向を是正すべき必要性は早くから当委員会においても論議されてきたところであります。

このような情勢に対処し、この際医療法を改正して、三公社、労働福祉事業団を初めとし、都道府県、市町村その他の公的医療機関の開設者、国家公務

員等の各種共済組合、健康保険組合等が開設する病院について、その新增設等により、当該地区の病床数が一定数をこえるようになる場合には、開設等

の許可を与えないことができるようにしたいのであります。もちろん、真に医療機関の適正配置をはかるためには、単に公的資格を有する病院のみならず、私的医療機関をも含めて、これが総合的規制を行なうことが望ましいのであります。現段階において直ちに私的医療機関の規制をもあわせ行

なりことは、必ずしも適当でないと考えられますので、この点につきまして

は医療制度調査会において慎重な討議が行なわれることをわが党は期待し、本法律案においては特別の措置をとることとしておりません。

本法律案による規制を行なう場合の地域の選定、地域別必要病床数の算定等の基準は厚生省令で定めることになつておりますが、厚生大臣がこの省

令を定めるにあたっては、医療審議会の意見を聞いてその適正を期さねばならないこととなっております。また、都道府県知事は、病床の新増設等の許

可を与えない処分をする場合は、都道府県の医療機関整備審議会の意見を聞かなければならないこととし、その処分の適正化をはかることとしております。

ますが、わが党を代表して提案理由の説明に当たらせていただきましたけれども、何とぞ満場の皆さんの御賛同を得たいと考えます。

○中野委員長 これにて本案の提案理由の説明は終わりました。

○中野委員長　次に、本案と内閣提出の臨時医療報酬調査会設置法案、ばい煙の排出の規制等に関する法律案、八

木一男君外十一名提出の生活保護法の
一部を改正する法律案及び滝井義高君
外十一名提出の医療法の一部を改正す
る法律案、以上五案を一括議題とし、
審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これ
を許します。滝井義高君。

○滝井委員　臨時医療報酬調査会設置

法について質問申し上げます。総理府
総務長官と所管大臣である内閣総理大

臣の出席をお願いいたします。

そこで、まず……。

○中野委員長　ちよつと滝井君にお断わりしておきますが、総務長官は今通

告いたしましたが、内閣総理大臣は、御承知の通り本日は外交官を全部新宿御苑に招待して、ただいま向こうに行っておられますから、午後二時ごろ

まではおそらく間に合わぬと思いますので、御了承願っておきます。

○滝井委員 この法案の所管大臣は総理大臣です。一切の任命は総理大臣が

やるのですからね。厚生大臣は全然関係がないのです。

「この前の理事会で、外交官の招待をしても出ろ」ということは申し上げてある」と呼ぶ者あり」

○中野委員長 以上、お知らせだけし

ておきます。

○**滝井委員** 所管大臣は総理大臣ですからね。だから離尾さんは、この法案については中立的な立場でなければならぬ、これは総理府に置いているんですから。従って、離尾さんがおいでになつていきますから、離尾さんに関

連する部分から質問をするわけですが……。

○中野委員長　ちよつと滝井君、総理府の副長官は今来ておられますが、長

官の方は今こちらから通告いたしたし、
 それから、どうぞお進め下さい。

○菟井委員 昨年十一月の十六日に、
 法律第二百二十七号をもって社会保険
 審議会及び社会保険医療協議会法の一
 部を改正する法律が告示をされまし
 た。この社会保険審議会及び社会保険
 医療協議会法が国会で審議をされるに

あたりまして、与党の八田委員からこ
ういう質問がされております。「それか

らもう一つ、今度の改正法案について
支払い側からだいふ不満がある、ま
た、社会保障制度審議会から意見書が
出されたということを聞いておるので

すが、この点に関して、この改正案が国会で成立して、こういった支払い側の反対とかあるいは社会保障制度審議会の意見書に見られるように、うまく

人選なんかやっていけるといふうな御自信がございますか。」すなわち、中央社会保険医療協議会なり地方の社会保険医療協議会というものが、うまく

発足できるかという質問でございます。これに対して難尾厚生大臣は、「ただ私は、医療協議会が現在のままの状態でこれからまた半年も一年も続いている、厚生省は医療協議会も満足に開くことができない」ということは、実は

医療保障に関する行政の前進をはかっていく上から申しますと、耐えがたいことであります。なるべく早く正常な状態に持って参りたいというのが私の衷心からの念願であります。これは去年の十一月ですよ。途中は抜かします。が、さらに語を継いで、御賛成のもと

にこの法案が成立すれば、各方面の方々の御参加に對しまして、全力を上げて誠意を尽くしてお話申し上げまして、ぜひ参加していただきたい。あち

らが入ればこちらが入れないという
ようなことでは、これは医療協の体
なさないということになって参ります
から、私は責任を持ってこの点につ
いては努力し、説得をし、御協力を
いただきたいと考えておる次第です。
「さういふことになっております。
まさかこれはお忘れになっていないと

思う。

さらに、今度は私の質問に対して、「もし今回の医療協議会の改正案が国会を通過するならば、今後の医療協議会の運営は政治的責任を持って必ず順当にやり得る」という確信を持っておるという答弁が私はほしいわけです。そういう確信があらになるかどうか。これがわれわれがこの法案を通すときの大前提だった、いわば決定的な条件だった。それに対してあなたはどうか言ったかというところ、私は、いろいろ問題の多いなかはこの法案の御審議を願っておるわけであります。従いまして、せっかく皆さんの御賛成を得てこの法案が成立いたしました場合に、私の庶幾しておりますことが実現できないということになるれば、重大な政治責任を感ずるわけであります。こういうことになっておられます。全力をあげて目的の達成に努力するつもりであります。一体、この政治責任というものをどうするつもりなのかということ。私は昨年十一月にこういう御質問を申し上げて、そして中央医療協改正の法律案を通したのです。そして今度の国会の冒頭においても、少なくとも予算が衆議院を通過するまでは中央社会保険医療協議会の発足をしてもらいたい、こういう要請をいたしました。あなたは努力するとおっしゃいました。しかし、今なお海のものとも山のものともわかりません。当時私は、政府は、自己に都合のいい憲法調査会というようなものは、社会党が入らなくともさっさとやっておいて、とところが、今度自分が都合の悪いことになる、医療協議会というようなものには委員も任命せずに、そのまま

放置しておる、一体この政治責任はどうしますかというところをお尋ねしたわけです。あなたは努力するとおっしゃったわけだが、もうちょっと待つてくれ、もうちょっと待つてくれという国会は終わってしまふ。御案内の通り、中央社会保険医療協議会の四名の公益委員というものは、国会の同意を必要とする。もう国会は、余すところ二十日前後しかない。予算が衆議院を通過するまでというのに、予算はもう参議院を通過してしまふ。国会は今大みそかです。大みそかの段階になつてなおこの国会を通つた法案が動かないというところは、法治国家として、政府が国会の権威を踏みにじつたことになる。だから私は、あなたの政治責任というものをはっきりさせてもらわなければならぬと思う。一体あなたは、どういう政治責任を国会に対しておとりになるおつもりですか。

○瀧尾国務大臣 この前の臨時国会におきまして、御質問に對してはお答えを申し上げました心持は、ただいまもその通りであります。何の変わりもございません。私といたしましては、中央医療協議会の発足をはかりましたに努力をいたしておるところでございますが、残念ながら今日までまだその解決を見るに至つておらないのでございませう。ただ、私は、その点につきましては国会の諸般方に対しては、相済みぬ次第である、かように考えましても、今もって結論を得ないのでございませう。今後一そうの努力を払いまして、この解決をはかつて参りたいと存じておる次第でございます。

が行なわれ、しかる後に国会を通過いたしました法律でございますので、この法律の施行については、関係方面の御協力をぜひ得たいと思うのでございませう。いろいろ意見がありましても、一応国会を通りましたものについて、療養担当者側といわず、支払者側といわず、それぞれ御協力を願いたいものと、かように考えておる次第でございます。不幸にしていまだそこまでするまで参つておらないことを残念に存じておりますが、私としては、さらに努力を傾けてこの解決をはかつて参りたい、かような考え方をいたしております次第でございます。いづれにいたしまして、この医療協議会の組織という問題は、関係方面にそれぞれ御協力を願わなければ運営のできない問題でございますし、これを抜いて医療問題を論議することはいかかであらう、かように考えますので、私はやはり御納得のいくまで、御理解のいくまで、できるだけの努力を尽くして御協力を得たいものと衷心より念願をいたしておる次第でございます。

○瀧井委員 それでは少しも政治責任はないじゃないですか。いやしくも主管大臣が国会で、医療協議会に關連する法律を通そうとするときに、私は政治責任を持って必ず円滑にやります、こうおっしゃつた。しかも、六カ月、一年と医療協議会が開かれないことは、はなはだこれは医療保障の前進のためによくない、こうあなたはおっしゃつておる。そうして通したのにもかかわらず、これが通つたならばうまいいきまうと言つておつたのに、六カ月たつてまだうまいかない。ちつとも法律を通したときから前進してないですよ。これで一体法治国家の所管大臣と言えるかということ。こうなりますと、ますます池田内閣の医療行政の責任というものは、瀧尾さん一人ではどうにもならぬということ。委員長、これはやはり内閣総理大臣にどうしてもこの段階で出てもらわなければならぬ。観望のことでも大事なものならぬが、総理が出るまで私待ちます。今の御答弁では、国会で約束をして、残念でございますが、もう私ではどうにもできませんということ。努力をします、努力をすると言ふが、じゃ一体この法律が通つたならば、今われわれに審議しようと言つて臨時医療報酬調査会は発足するという自信があるか。自信はないはずですよ。あります。これが通つたならば、必ず全部うまく運営できるといふ自信がありますか。

○瀧尾国務大臣 このただいまの中央医療協議会の組織をめぐつての問題は、なかなか容易に解決のしにくい問題でございます。私は、この法律案の成立ということと中央医療協議会の組織ということとの間に格別約束した覚えもございませんし、また取引の材料にしてはいるつもりもございません。ただこの法律案の成立を支払者側において熱心に希望しておられるということ、これは事実であります。従つて、この法律案が成立すれば、それだけ支払者側の気持もまた変わってくるであらうということには私期待できると思ひますけれども、最後の解決を見ることのできるかどうかということ、今直ちに私が申し上げるわけには参らない。しかしながら、私としては、この問題を解決する私の責任をいたしましては、あくまでも、国会で通過いたしました法律に従つて中央医療協議の組織をはかつていくところにある、かような判断のもとに今日努力をいたしておる次第でございます。

○瀧井委員 瀧尾さんの努力は何回聞いたかわからないです。予算の通るときも努力をしようと云つた、まだ今日も努力を続けられておると思ひます。それについては感謝しますが、結果が現れてこないのです。法治国家で、法律が通つておつてそれを実施できないという大臣だったら、これは落第です。だから従つて、瀧尾さんではもう努力するだけで実効が上からぬから、一つ最高責任者である総理大臣を呼んでいただきたい。観望会といつても国会は大みそかです。観望会といつても国は個人の人われわれを呼んでおるのです。呼ばれたわれわれが、お客さんが行つておらぬのですから、これは無理な要求じゃないです。法律を作つてその法律を動かさない、動かさないその上にまた法律を作つて、さらに動かないような情勢を作ろうとおる。だからぜひ総理大臣を呼んで下さい。ここで待ちますから。

○中野委員長 瀧井君、先ほど申し上げた通りで、すでに外交官を招いておられるからですから、これはお互い了解すべき点だと思ひますので、他の点についてお進めを願ひたいと思ひます。

○瀧井委員 これが済まなければ進まぬです。一番大事な点です、かなめです。

○中野委員長 総理府の副長官もおりますから、どうぞお進め願ひます。

滝井君、発言を続けて下さい。

○滝井委員 そうはいかぬです。だから待ちます。

○中野委員長 御発言を続けられないようならば、別途また次の方の発言に移らなければなりませんから、お進めを願います。

○滝井委員 総理大臣の出席を要求いたします。

○中野委員長 滝井君に重ねて申し上げますが、総理大臣の出席の出来ない理由を今申し上げている。御了解がでななくて発言を続けられないならば、委員長において次の発言者を指名しますが、よろしうございませうか。それではなかつたら続けて下さい。

○滝井委員 所管大臣は総理大臣です。総理大臣に絶対来てもらわなければ……この法律の性格から見て、厚生大臣はアウトサイダーなんです。これは厚生大臣なんかタッチするようになっていない。

○中野委員長 御注意申し上げますが、すでにあなたの方の通告に従ってこちらから総理大臣に通告してあるのです。重ねてそういうことを申されなくても、そういうことをしておるのです。——滝井君、発言しなせんか。発言はまず副長官に質問を続けて下さい。それからお互いに理事会を開くなどといういたしますから……

〔総理大臣を呼べ〕と呼び、その他発言する者あり

○中野委員長 滝井君、再度御注意申し上げますが、発言になりませんか、どうですか。

○滝井委員 私は要求していますから……

○中野委員長 まず副長官に質問いた

しませんか。

○滝井委員 総務長官が来ておらぬし……。あなたが力でやるなら自由だ。委員長の職権で自由に首を切るなり何なりして下さい。

〔発言する者あり〕

○中野委員長 暫時休憩いたします。午前十一時四十一分休憩

午後四時四十分開議

○中野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。大石武一君。

○大石委員 それでは、ただいま提案になっております臨時医療報酬調査会設置法案につきまして、二、三の御意見を伺いたいと思ひます。

この法案につきましては、昨日来井村重雄君あるいは井堀君、滝井君その他から、いろいろ御質問があつたようでございます。従ひまして、これから私のお尋ねすること、あるいはこれらの諸君の御質問なり、あるいはそれに対する大臣の御答弁なりに入つておる部分もあるかもしれないけれども、そして重複するきらいがあるかもしれないけれども、その点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

私がなぜこのような質問を、与党でありながら、あえてするかというのを簡単に申し上げたいと思ひます。御承知のように、法律というものはわれわれの国民生活を規制するものであります。従ひまして、この法律に違反をすれば、あるいは生活上の不便を受け、あるいはまた、処罰を受けることにもなるわけでありまして、従ひまして、法律というものは、ほんとうに国民

民の生活を幸福にするものであつて、国民にやささかの不安も与えないものでなければならぬと考える次第でございます。そういう点から考えますと、ただいま御提案になっております臨時医療報酬調査会設置法案というものは、わずか数条の法律案でございます。しかも大事な点は、一条か二条でその重要な点をまとめておりますので、その内容につきましては、判然としない点が非常に多いのではなからうかと思ひます。従ひまして、このように聞いておりますが、それは明らかにこの法案の内容がはつきりしておらないから、将来どのような職業上の規制が行なわれるか不明な点にあると思ひます。従ひまして、その点を明瞭にいたしますれば、医療に従事する者も、むしろ安心をして将来の発展を期し得ることができるかもしれないという観点から、あえてこの不明な点を明瞭にしたいというつもりで御質問申し上げる次第であります。

第一番目にお尋ねしたいことは、第二条に本調査会の目的が書いてございまして、しかしこの目的は、簡単な字句でございまして、もう少し具体的な目的について、お話しを願ひえればしあわせだと思ひます。

○瀧尾国務大臣 法律の内容にわたつてのお尋ねでございますので、便宜政府委員からお答えを申し上げます。ただでございます。

○高田政府委員 第二条に、「調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、適正な医療報酬の算定の基準に関する事項を調査審議する。」とありますから、一体どういうことを調査審議するのであるか、こういう点かと存じまして、その点について申し上げたいと思ひます。

医療費の引き上げをずっと願ひてみますと、最近には三十六年にございまして、その前は三十二年、その前は二十六年といふことで、一定の時期に上がったわけではなしに、端的に申し上げれば、いろいろ引き上げの強い要望等がございまして、それに関連をしていろいろ経過を経てこういうふうな年に上がつてきた、こういう状況になつております。

そこでまず第一に、一体医療費の引き上げをいつ行なうべきであるか。たとえば三年に一回なら三年に一回行なう、二年なら二年に一回行なう、そういう引き上げの時期というものが、やはり一つの重要な審議事項になるかと思ひます。

それから第二に、その引き上げの基礎となるべき資料でございますが、三十七年の実態調査が一つの基礎資料になりました。言いかえれば、十年前の資料を引き伸ばして使つたといふことでございます。これは結局、その間にアップ・ツー・デットの資料がないからでございます。その意味から、そういった引き上げの基礎としての実態調査といふものを、一体いかなる時期に、いかなる感覚を持って行なうかといふことが一つの重要なポイントかと思ひます。

それから、同じく調査を行なうに

を調査審議する。」とあります。おそらく御質問の趣旨は、「適正な医療報酬の算定の基準に関する事項を調査審議する。」とありますから、一体どういうことを調査審議するのであるか、こういう点かと存じまして、その点について申し上げたいと思ひます。

医療費の引き上げをずっと願ひてみますと、最近には三十六年にございまして、その前は三十二年、その前は二十六年といふことで、一定の時期に上がったわけではなしに、端的に申し上げれば、いろいろ引き上げの強い要望等がございまして、それに関連をしていろいろ経過を経てこういうふうな年に上がつてきた、こういう状況になつております。

そこでまず第一に、一体医療費の引き上げをいつ行なうべきであるか。たとえば三年に一回なら三年に一回行なう、二年なら二年に一回行なう、そういう引き上げの時期というものが、やはり一つの重要な審議事項になるかと思ひます。

それから第二に、その引き上げの基礎となるべき資料でございますが、三十七年の実態調査が一つの基礎資料になりました。言いかえれば、十年前の資料を引き伸ばして使つたといふことでございます。これは結局、その間にアップ・ツー・デットの資料がないからでございます。その意味から、そういった引き上げの基礎としての実態調査といふものを、一体いかなる時期に、いかなる感覚を持って行なうかといふことが一つの重要なポイントかと思ひます。

それから、同じく調査を行なうに

たしましても、たとえば二十七年の調査につきましても、病院については二十分の一、一般診療所につきましても二百分の一の抽出によりまして、いわゆる実態を調べた。現在のすなわちインを調べただけでございます。ところが調査といふものは、引き上げの資料として使ふべき資料としてはそれではよろしいかどうか。言いかえれば、そのザインだけの調査をして、それを十分考慮のうちに入れるべきであるかどうか、こういう点が一つの重要な問題点であらうと思ひます。

そのほか調査のやり方等につきましても、これはいろいろ問題があると思ひますし、それから調査の結果の評価につきましても、いわゆる今までは平均値をとつておりましたけれども、これは平均値をとるかあるいはバルク・ライン方式をとるか、そういった問題が重要な問題であらうと思ひますし、これらが審議の対象になるかと思ひます。

そういった実態調査の時期、やり方の問題、それからそういった資料を使ひまして実際に算定にとりかかります場合に、算定に組み入れます医療費の要素となるべきもの、これは一体どういふ内容を見るべきであるか。たとえば人件費でありますとか、あるいは衛生材料等の諸経費でありますとか、あるいは減価償却でありますとか、あるいはいろいろのどういふ要素を組み入れるか。おのおののそういった医師の収入あるいは従業員の人件費、こういった各要素についての評価の方法にかんどういふ資料を一体使うか、こ

ういった点がやはり重要な審議の対象となるべきものだろうと思ひます。

それらの詳細の点につきましては、また御質問に際してお答えいたしたいと思ひますけれども、一応これだけ申し上げておきます。

○大石委員 一言大臣にお尋ねいたしますが、これから御答弁をいただく場合には、大臣ばかりでなく、局長その他からもいろいろと御答弁があると思ひます。その場合に、局長の答弁はすべて大臣の答弁である、絶対に責任は同じであるという点を御確認願ひたいと思ひます。これは局長に対して失礼なことではあります、それはいろいろな将来の問題を含んでおりますので、その点ははっきりと大臣から御言明をいただきたいと思います。

○瀧尾国務大臣 便宜政府委員に答弁をしてもらふ場合もあるかと存じます。そのときの政府委員の答弁は、私が黙っております限りは、私の答弁と御了承願ひてけっこうでございます。もしその政府委員の答弁が、私の考えとおることと違つておるとすれば、そのときには私申し上げます。さように御了承願ひたいと存じます。

○大石委員 たいま保険局長の御答弁であります、今までの医療費の引き上げは二十六年から三回にわたつて現在まで行なつて、これは定期的に行なつたのじゃなくて、そのつど要求によつて引き上げたものであるという答弁でありましたが、全くその通りだろうと思ひますが、この要求によつて、つまり要求があつた場合のみ医療費の引き上げを行なつたということが妥当でありましようか。それはただ、よかつたか悪かつたかという簡単な御判

断をお聞きしたいと思ひます。

○高田政府委員 これは医療費の引き上げという点からいいますと、やはりもつと科学的に検討して、科学的な立場で引き上げを行なうことが適当であらうと思ひ、その趣旨からすれば、必ずしも最善の方法とは考えておりません。

○大石委員 これは未精的な問題であります、言葉じりだけでは少しやります。なるほど科学的な方法でもつてやればもつとベターであつたかもしれぬけれども、今までのやり方は必ずしも万全ではないというお話であります、全くその通りだと思ひます。これは要求があつたから引き上げたというのは、ほんとうの正しい行政ではないと思ひます。当然国民皆保険を目ざして、医療費というものがおのずから一つの方程式や方式によつて算出される、あるいは政府なり法律の規制によつて医療費がきめられる。自由診療ではなくなつてゐる時代でありますから、そういうことを考える場合には、当然医療担当者あるいは医療従業者なりの要求があつた場合にのみ医療費を上げて、それまではほかふりしておつた。科学的な算定方式がなかつたというところは大きな間違いであつた。当然医療行政としては、非常に不適当であつたと思ひます。その点について率直なる御反省があらましようか。

○高田政府委員 従来医療費の引き上げにつきましても、大石先生御存じのように、ずいぶん紛糾を重ね、あるいは問題をかもしつけたのが実情でございます。こういう状態というものは、やはり社会保険を円滑に運営をし、社会保障を順調に伸ばしていく上からい

たならば、私はそういう状態は適當でない、もつとすつきりした形でいくべきものだと思ひております。

○大石委員 もう少しはつきり言いますと、このたびの臨時医療報酬調査会設置法案といふこの法案が出たのは、そのような行政上の手落ちがあつたから出てきたと思ひます。私はこの内容はどういうものかまだはつきりわかりませんが、これから鮮明しなければならぬので、はつきりそのために出たかどうかというところは言い切れないけれども、おそらくはそういう今までの厚生省の手落ちがあつた、だからこそ要求があつた場合に医療費を引き上げざるを得なかつた。しかもその場合に、なるほどいろいろのむづかしい問題があつて、必ずしも厚生省だけが悪いとは私申し上げません。いろいろな社会情勢があつて、厚生省の立場とすれば十分の立場があつたろうと思ひ、それは十分わかります。わかるけれども、一応このような法案を出す。なぜ出したかといふことは一番大事な問題なんです。ただこれは社会保障制度審議会から勧告があつたから出したのか、前の大臣がそういうことをしたから出したといふことだけじゃない。そんなことじゃないと思ひます。さらにもつと大きな意義があつた。その意義は何であるかと申しますと、今までは正しい医療報酬の算定方式の準備がなかつた、あるいは定期的な引き上げのものの考え方がなかつた。それによつていろいろなむづかしい問題が発生したと思ひます。だからその反省の上に立つて、今後はそのような手ぎわのないように、ほんとうに正しい医療費の引き上げなり引き下げが行なわれて、医療担

当者も被保険者も、みんな安心してりつぱに医療をしたり受けたたりすることができるような行政を作り上げたいというお考えから、この法案を出したにかたがございまいしょう。

○瀧尾国務大臣 大体御趣旨の通りだろうと思ひます。従来とくく診療費の問題につきましても、紛争を生じておりましたことは御承知の通りであります。しかし、この診療報酬の問題、医療保険を順調に発展させましためにも最も大事な問題だと思ひます。しかしながら、それにつきましても政府当局においても十分な調査が従来は行なわれていない、だいたい古い資料を使つてそれを引き伸ばしてきておる、こういうようなところを率直に先ほども政府委員がお答え申し上げましたわけでありまして、そういう程度の資料しか持たない。その関係で、医療協議会等でも始終御批判を受けておりましたようなわけでございます。同時にまた、支払者側あるいは療養担当者側、それぞれの材料はお持ちになつておると思ひます。みんなが納得するような材料もまだでき上がつておらないという状況、これが従来からの診療報酬問題をめぐりまして、いろいろ紛糾する一つの大きな種になつておつたのじゃないかと思ひますのであります。政府としましては、さようないわゆる診療報酬をめぐる紛争といひますか、混乱といひますか、そういうふうなものをなるべく回避したい。そしておとなしくお互いにお話し合ひをし合つて、そして物事が進んでいくような姿でありたいというふうに念願しております。その關係上、適正な診療

報酬を求めるのには一体どうしたらよろしいかといふことを、社会保障制度審議会に御諮問申し上げたという経過になつておると考えるわけでありまして、従つて、従来の方針に對しまして政府自身も検討すべき問題である、こういうふうな考えのもとに諮問をいたしましたその御答申をいただいた、こういうわけでございます。従来、大石委員の申されましたように、従来のあり方といふものに對する反省の上に立つての提案だ、かように御了承いただいてよろしいと思ひます。

○大石委員 よくわかりました。そのお考えならば、この法案は慎重に審議して参りたいと思ひます。次に、保険局長の御答弁でありましたが、何を調査するのか、調査する内容につきましても、引き上げの時期であるとかあるいは引き上げの基礎となる資料、いろいろな実態調査にいいものがないからこれをいたしたいのだというふうなことを申されましたが、さういふ医療の実態であるとか、あるいは国民経済の実態であるとか、そういうものを調査するだけの機関なんぞございまいしょうか、それ以上の目的がございまいしょうか。

○高田政府委員 私の言葉が足りなかつたために、多少誤解を生じたかと思ひますけれども、この調査会自体が調査をいたすのは、いわゆるルールを作るために必要な限りにおいての調査でございます。診療費の引き上げあるいは改定をするためのいろいろな実態調査をこの調査会自体が行なうという趣旨で申し上げたわけではございまいせん、むしろどういふ調査を行なうべきかといふことについての見解を立

てるといふことを御審議いただくという意味で、調査の問題を申し上げた次第でございます。そのほかに、実態的な診療報酬の要素でありますとか、これを評価する資料の問題あるいは時期の問題、こういうことになろうかと思ひます。実態調査と申しますのは、そういう意味での審議事項の一つだ、そういう意味で申し上げた次第であります。

○大石委員 そうすると、ただいまの御答弁では、いつまでも変わらないとは言えないけれども、今後十年なり二十年なりこのルールを適用すればばりっぱな診療報酬の算定ができて、医療担当者もある程度納得しているし、国民も納得した医療費が出せるというようなルールを作りたいというのが根本の理由なんですか、そういうわけですか。

○高田政府委員 さようでございます。

○大石委員 そうすると、そのルールを作るためにはいろいろな調査をしなればならぬ。その調査もあわせてやって、その調査の結果によつてルールを作るということにあるのでしょうか。早い話が、昔は、今の有機化学の根本であるベンゼン核、カメの子がたった一行の式で作られていたのです。しかし、その陰には幾多の研究なり論文があると思う。そのように、おそらくここに医療費を算定するルールができれば、それはそうむずかしい問題ではないと思う。中心になるものが、一ページのの中に入るような数行のもので私はできると思う。しかし、それを作るためにいろいろな実態を調査しなければならぬ、こういうことなん

でしょうか。

○高田政府委員 調査それ自体は、ルールを確立するために、それを調査審議するために必要な限りにおいての調査でございます。従つて、いわゆる診療費改定の基礎となるべき実態調査ほど大がかりなものにするかどうかということは、これはまた別個の問題だと思ひます。従つて、ルール自体につきましては、十分審議を尽くして、争いの余地のないりっぱなルールができておりましたけれども、これは御承知のとおりですけれども、これは御承知のとおりです、非常にむずかしい問題も含んでおりますので、十分御審議をいたした上でそういうりっぱなルールを作つて答申をしていただく、こういうことをわれわれは期待をいたしております。

○大石委員 少し混乱しているのじゃないかと思ふのです。いいですか、あなた医療費を算定する——引き上げるか引き下げるかはわかりませんが、変えるためのあれをやるのではないというお話でありましたが、それは間違いない、今までの調査をする必要はない、今までの調査をする必要はない。めんどろな調査会を作る必要はない。やはり医療費は変えなければならぬ、変わるべき性質のものであつて、物価が高騰して、経済情勢が変わつていけば当然変わるべき筋合いのものでありますから、これは医療費を変えたいということを前提としての調査会でなければならぬと思ひますが、その点、もう一ぺんはつきりした御意見を聞きたいと思ひます。

○瀧尾国務大臣 私の答えて不十分な点は、また政府委員から補足いただきます。

せす。

この調査会に私も期待しております。まずものは、そのときそのときの医療費を幾らにするかというものではございません。これは御承知だろつと思ひます。具体的なそのときそのときの医療費をどうするか、上げたり下げたり——下げる場合はほとんど考へる余地はないと思ひますけれども、上げるという問題は、中央医療協議会で具体的に政府が相談するわけでございます。政府が中央医療協議会に、そのときそのときの診療報酬というものを御相談をする場合に、政府として何かそれを引き出すものさしがある、という心持でございます。そのものさしをこの調査会において、公正中立な立場にある方によつて御検討を願つて、願わくは適當なものさしを教へてほしいというのが、政府のこの法案を出す心持でございます。従ひまして、具体的な診療報酬を幾らにするか、どう上げるかという問題の前に、何かそこにもものさしがありますれば、厚生省としては、従来よりもより適切な診療報酬をはき出して、そして御相談することができるのじゃないかという、さような意味を持つての調査会、かように御了承を願ひたいと思ひます。

○大石委員 かりにただいまの診療報酬を上げる——下げる場合は別として、上げるためには、いろいろな資料が要る。その資料のものをさがしはしといふお話なんでありますが、これはよくわかります。そうすると、そのものさしを作るためにこの調査会法を作るわけなんです。そうすると、そのものさしの内容はどんなものですか。もう少し具体的に、ただ単にものさしと

言つてもいけませんから、それはどのような基準を持ったものさしであるか、大体の考え方を聞きたいと思ひます。

○瀧尾国務大臣 この調査会に對しまして、そういうものさしについて調査審議を願ひたい、こういうつもりでおわけでありまして、政府といたしまして、こういうものさしが作りたいが、どうかというふうな態度ではないわけでありまして、政府が具体案を持つて、そして調査会に諮問をするというのではなくして、權威のある方々によつて十分慎重に調査審議を願つて、何とか一つそういうものさしを考へ出していただきたい、こういう心持でこの調査会を設けようとするわけでございます。今こういうものを作つてほしいとか、こういう考へがあるとかいふわけじゃございません。ただ先ほど保険局長のお答え申し上げましたことは、大體私どもが考へてみますれば、ものさし——移行行く今日の経済社会のものとにおきまして、適正な診療報酬を療養担当者側にお支払いするためには、一、医療報酬というものはどうあるべきか、どういふ点を医療報酬として考への中に入れなければならぬか、あるいはその要素に對する評価の問題もございまいしょう、あるいはまた、どういふふうな状態であれば診療報酬を引き上げるという事態として考へてよろしいか、そういうふうないろいろな問題について、適切なものさしを与えていただければ非常にあつた、かように私どもは考へておる次第でございます。現実におかれわが一つの案を持つておつて、そしてここへ諮問するといふのではなくして、中立的な立場にあ

る、しかも權威のある方によつてそういうものさしをぜひ考へ出していただきたい、こういう心持でございます。

○大石委員 ちょっとお尋ねします。そのさしを作りたいといふことなんですね。そのものさしを作るのは、全部五人の委員の方におまかせをして、私は何も案がございせんといふお話らしい。これはしろうとならそれでいいのですが、いやしくも自分が診療報酬の引き上げをしたいから提案する、その土台になるものさしを作る場合に、どんなものさしになるか、委員全部におまかせして自分に案がないというのでは、ちよつとたよりないと思ふのです。しろうとが考へたつて、ものさしを作るためには、それは一、二文、二文もある長いものさしがいのか、二尺のものさしがいのか、鯨尺がいいか、かね尺がいいか、何か根本的な方向がなければ、ただおまかせするだけではちよつと無責任過ぎはしないかと思ふのです。大臣としては無理でしょうけれども、局長がもう少し、たとえば経済状態を入れたとか、あるいは国民の医療経済の実態を基準にするとか、そういういろいろな方向あるいは要素が入るはずですが、それについて何らのお考へがないとすれば、あまりに無責任きわまるし、当然なければならぬと思ふのですが、これをお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○瀧尾国務大臣 この調査会を特に設けたいという趣旨は、私先ほど申し上げた通りでございます。厚生省が原案を作つて、そしてそこへ御諮問申し上げるというふうなつもりではないのであります。十分学識のあるりっぱな方

によりまして、適正な医療費を算出するにはこういうものさしを使つたらよろしいという結論を出してもらいたいという気持ちでございます。この委員になられる方々には、それぞれりっぱな方を選んでいただきたいと私も思っておりますが、この委員の方々が調査を進める段階におきましては、各方面の御協力を得なければならず、政府の諸機関あるいは地方の団体、ないしは関係団体の方々の御協力を得なければなりませんし、意見も十分聞かなければならぬと思ひます。また、この委員を補佐する者として、それぞれ専門の分野において学識経験のある人を専門の委員としても御委嘱いたしまして、協力してもらわなければならぬ。また、厚生省としましては、御協力しなければならぬ、かように考えておる次第でございますが、問題の調査審議にあつては、委員の方々を中心といたしまして、その方々の御判断によつて適当な結論を出していただきたい、こういう趣旨でこの調査会を作りたいと思つておるわけでございます。

○大石委員 そうすると、はつきり申しますと、ものさしを作る場合には、厚生省には何らの腹案も見識もございません、しかるべき適当な人を選んだならばその人に全部まかして、その人の作つてくれたものさしをそのまま推したいだいて、それを基準にして使います、こういうことなんでしょうか。今のあなたのお話は、選び方とか専門に置くとかいうのは形だけなんです。形を作つていく話なんです。それは一番根本の使命、魂というものがなければならぬ。その魂については、われわれは魂を持つておりませんから、その形だけ作つたものをそのまま受け入れて、それをものさしといたします、こういうことなんでしょうか。

○瀧尾国務大臣 私は、この調査会におきましては、先ほど来申し上げておりますように、厚生省が原案を作つて、そのうしてその調査をするというふうな考え方じゃなくして、学識のある方によつてそういうものさしをぜひ検討して一つ出していただきたい、こういう趣旨の調査会でありまして、私は決して、これは厚生省が無責任であるとか、あるいはまた、何らの見識もないという問題とは関係がないと思ひます。厚生省の意見を求められれば、厚生省としては厚生省の持つておる能力の限りにおいては御協力もしなければならぬ、かように考えておりますが、調査会をそれ自体といたしましては、そこで自主的に一つ御検討を願つて、何らかのものを案出していただきたい、こういう心持でおるわけであります。

○大石委員 それは押の問答になりますからこれでやめますけれども、何でもこんなふうに聞くかといひますと、一体そうなれば、厚生省がある方向を持つて、そしてものさしを作つていこうという場合と、全然腹案がなく、任命された委員に全部まかして作つてもらうというのでは、ほかに対する影響が非常に違ふのです。そうすれば、委員に全部まかせるというならば、委員の人選にも重大な問題が出て参りますし、判断も、関係団体その他に与える影響も非常に大きいと思うのです。ですから、こういうことをよく聞いておるのでありますが、今のお話では、腹案はあつてもなくても、とにかく腹案は出さないで、任命した委員にすべておまかせして、そしてものさしを作つてもらふ、そういうお考えのようでありまして、一応そのように解釈いたしておきます。

次に、さっきの大臣の御答弁にありましたが、ものさしを作つて、今度は中央医療協議会において、そのものさしを基準として医療費の引き上げを行なうのだと申されました。それは筋だと思ひますが、その場合に、そのものさしというのは自動的に動いて、中央医療協議会に診療費引き上げの相談が出てくるのか、厚生大臣があるいは厚生省が、医療費を上げなければならぬ時期だという判断のもとに医療費値上げを考えて、それをものさしによつて計算していくのか、どちらでありますか、そのところは……。

○瀧尾国務大臣 この問題は、具体的な診療報酬を決定するのは、これは厚生大臣でございます。厚生大臣が必要であると考へれば、具体的にその問題と取組むということになるわけでございします。今私どもが、この調査会においてどのようなものさしが一体出てくるかといふことを、予見するわけにも参らぬわけでありまして、かりの例として申し上げますれば、たとえば物価がこのような状態になつてきておるじゃないか、あるいは人件費がこうなつておるじゃないか、いろいろそういったふうなものについて、ある何%なら何%と申しましようか、パーセンテージが出てきた、それだけ上がった、こういうときには診療報酬について厚生省は再検討をすべきである、かようなかりにものさしがあるといひ

しますならば、われわれといたしましてはこれを尊重いたしまして、そこで具体的に診療報酬を算定いたしまして、そして中央医療協議会に具体的に御相談をする、こういうことになるうと私は思つてございします。しかしながら、今から、どんなものさしが出ますか、御審議の結果を待たなければならぬこととございします。私どもはなことを申し上げるわけに参りませんけれども、そのものさしのいかんによつて厚生大臣のとるべき方途はおのずから変わつてくる、こういうことにもなるかと思ひます。大体そのものさしにおいて、たとえば厚生省の調査はこういうふうにするべきである、そしてその調査の結果としてこういう数字が出たならば、厚生大臣はこうすべきである、あるいはその調査は、年に一回やりますか二年に一回やりますか、何かそこらに、たとえば一年置きにこの種の調査を行なうべしというふうなことがありますれば、厚生省としてはそれに従つて調査する、その結果に基づきまして具体的な診療報酬の問題をきめる、こういうことになるかと思ひます。いずれにいたしましても、繰り返すようでありまして、どんなものさしがいたただけるかといふことまで、今私はこれこれ申し上げるわけに参りませんが、その結果によつて厚生大臣のとるべき道はおのずからきまつてくるであらうと考へるのであります。

○大石委員 今わかりましたことは、たといどのようなものさしができても、医療費を引き上げる場合には、厚生大臣の責任において、厚生大臣が中央医療協議会に提案するのだ、それは厚生大臣がその時期を判断するのだといふことですね。それもよろしゅうございまいしょう。その場合に、厚生大臣は、さっき言つたように、経済状態が現在どう変わったから医療費を上げなければならぬだろうと考へますと、医療費引き上げの提案を医療協議会にするわけですね。そのような場合にその提案をする。たとえば一点二円とか十五円とか、その単価を作る、結論から言へば、今の状態から言へば単価を作ることでですね。その単価を作る場合に、そのものさしによつて科学的におのずから出るのですか。たとえばあなた御承知のように、今米価を算定する場合に生産費並びに所得補償方式というのがある。これは農家の労力などのぐらひかかるか、労賃は一日何円か、肥料代は何ぼであるか、生活費はどうであるかといふことを全部積み立てていって、米価が算定されるというところに基礎はなつていられるわけですが、そのような方式で考へていられるのか。もしそのような方式を考へていられるとすれば、そのものさしによつて、おのずから、三年前と現在と、改定しようという時期の物価の変わり方、経済の変わり方がこう違つておるから、このような方式によつて一点十五円という単価が出るというようにおやりになるのですか。これ以外にそのルールはないと思ひますが、その具体的内容をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○瀧尾国務大臣 どのようなルールができますか、また調査会においていろいろ検討せられました結果、ここまであるいはこういう時期においてこういう調査を行なうべきである、いろいろ

話では、腹案はあつてもなくても、とにかく腹案は出さないで、任命した委員にすべておまかせして、そしてものさしを作つてもらふ、そういうお考えのようでありまして、一応そのように解釈いたしておきます。

考えられるわけでありますが、その点について今私の方で、どういふものさしがいいとか悪いとかというのを申し上げるわけには参らない。そのところを一つ、厚生省を離れた中立的な立場にある民間の有識者の手によって十分御検討願って、そのものさしを作った方がいいというわけであり。その結果によって、おのずから変わってくるわけでございます。厚生省としましては、十分慎重に各方面の意見を聞き、調査もせられ、そして慎重に判断せられました結果でござります。おそれましたものさしというものは、おそれる各方面の御納得のいくようなものが生まれてくるのではなからうか、かようにこれを期待しておるわけであり。従いまして、そのものさしにつきましては、厚生大臣としてはこれを尊重いたしました。その線に沿って考え、重たいしまして、その調査設置の趣旨から必要なことであろうと考えるのであります。要は、今申しましたように、どんなものができまうか、そのところを、実はさような方々によってぜひ検討し、また判断していただきたい、かように思っておる次第であります。

正にしよう、常に適正な状態に置きたいということが私どもの念願でございます。現実の診療報酬を適正にするためには、その算出の何よりどころとなるようなものがほしい。皆さんの御納得のいくようなものがほしい。そういうものがあれば、診療報酬の問題をめぐってのいろいろな紛議というやうなものもかなり回避されるのではなからうか、かように考えまして、このものさしといふものは、ルールといふものです。この法案では基準という言葉を使っておりますが、さようなものを求めておるわけであり。厚生省としては、適正な診療報酬というものを始終得たいという念願のもとに、現実の診療報酬をはじき出す前提となるやうな何か基準をぜひ作ってほしい、こういうやうな心づもりであります。

○井村委員 関連して。私は昨日大臣に質問したのですが、今大石委員から質問に關連して重ねてお尋ね申し上げたいのは、昨日の大臣の答弁では、そのものさしなり基準を作るけれども、それを直ちに点数規定にかければ自動的に診療報酬が出るのではないのだ、あくまで厚生大臣が自主的に中央医療協会の諮問に諮る、医療報酬の準備を諮問するのだ。しかし、従来の厚生省の一方的なデータによって出した準備は、やもすれば医療担当者及び保険者双方からその信憑性を疑われて、紛争の種になった。しかるがゆえに、今回は、厚生大臣が中央医療協議会へ医療費の値上げや値下げ、単価をきめる腹づもりを作る前に、何によった方がよいかわからないやうなデータを、甲、乙、丙という幾つかのデータを持って、腹づもりをする基礎がほしいのだ。その基礎を公平中立なる調査会で作ってもらいたい、こう私は解釈しておるのですが、お間違いないのでございませうか。

○大石委員 たいだいまの大臣のお考え方が正しいと私も思います。当然、厚生大臣の責任において医療費の値上げの価格を中央医療協議会に出す、その場合には国民にも、医療担当者にも、みんなできれば納得できるやうな数字において出す、これは正しいお考えです。そうすると、それを出すというのには、客観的な妥当性なり、その時代に合う公平なものではないかならないわけ。そうすると、そのルールというものは、ちょうどベースボールのルールと同じやうになるわけですね。ベースの上をひざから胸まで通ればストライク、それより出れば、高ければボール、曲がって入ればストライク。ベースボールのルールと同じやうなものを一般に適用するものなんですね。普通のルールなんですか、それとも今言ったやうな一つの要素を集めてやるといふのですか、それとも一つのルールがあつて、物価がどのくらい上がれば医療費も何ほ上がるというルールなんですか、どっちなんですか。

○大石委員 今、初めてわかりました。二年ということにしたわけであり。○大石委員 次にお尋ねしたいのは、臨時医療報酬調査会設置法案とありますが、この臨時というものは、どういう意味ですか。○大石委員 政府といたしましては、この問題は重要であり、かつ同時に、なるべく早く結論を得て今後の診療報酬の問題に対処したい、かやうな考えでございまして、一応二年間の調査期間というふうにしたわけであり。早く結論を出していただきたい、こういう心持で臨時という名前をつけたわけであり。○大石委員 ただ早くしたいというお考えで臨時という名前をおつけになったというだけなんですね。ほかに意味はないのですか、この臨時というものは。○高田政府委員 この調査会は、御承知のように医療協と違ひまして、いわゆる先ほどから話がありましたルールをきめれば、それで役目が果たせるわけなんです。つまりルールをきめれば、すでにその目的を達成したことになるので、存在の意味がなくなるわけなんです。そういう意味で臨時の調査会でありまして、その期間は、二年の間には何とかそれだけの仕事をやっていただけるであらうということで、期間を二年ということにしたわけであり。○大石委員 今、初めてわかりました。

た。厚生省の考えておるのは、私がさきに言ったようにあるルールを作った、それを当てはめれば——医療費を上げなければならぬときに当てはめていけば、いつでも必要な単価が出るという公式を作ることにあるわけですね。結局、根本はそうなんですよ。それで任期が終わる。公式を作るだけであらば、あとはそれでいいのだから、やめてしまえばいいのですから、今の答弁からいけば、一つの方式を作って、それを当てはめていけば、いつでも必要なものが出るという方式を作っていくことなんですね。

○**灘尾国務大臣** 大石委員の言われる公式という言葉の内容がどういうものであるか、私もよくわからないのでありますが、厚生大臣といたしまして具体的に診療報酬の問題を検討し、また算出したします場合に、よりどころとなるような何がしかの結論が出れば、それを尊重してその線に沿ってものを考えていくというだけのことでありまして、特別な算出方式というものが出るものやらないものや、私もそこまでは何も考えてはおりません。何らかの適当なものができ上がりますれば、これに従ってやっていこうというわけでございます。どういふふうな基準ができるかということが、これから問題となるわけでございます。一応その基準ができましたらば、この調査会といたしましては、その使命終われりということになるわけでありまして、将来その基準というものが日本の社会に不当であるというふうな事態が起これば、また別でございます。さしあたりのところは、これで

やっていけるというふうなものを出していただければ、一応調査会としての使命は終われりということになるわけでございますから、私も、恒久的な調査会を作る必要はないのではないかと、かように考えておる次第であります。

○**大石委員** 今厚生省に、御承知のように医療制度調査会というものがございまして、厚生大臣は、ここにおいて医療制度のあり方について全面的な検討をして、正しい医療制度を打ち立てて、将来はそれを医療行政の中心にしたいというお考えで、お進めになっておるようでございますが、その調査会が、私が申しましたような目的で動いているんでしょうか、それとも違う目的ででしょうか、ちょっと伺いたします。

○**灘尾国務大臣** 医療制度調査会は、医療制度全般にわたっての調査を行なう調査会である、私はかように考えております。

○**大石委員** その点は、調査をするのはわかったが、ただ調査をするだけでは困るのであって、それを今度は医療行政の基準にしようというお考えかと思ひますが、そのような御意思でございましょうか。

○**灘尾国務大臣** 医療制度調査会は、これは諮問機関でございます。厚生大臣が諮問をいたしております以上、その答申についてはこれを尊重してものを考えるのは、これは当然のことだ、私はかように考えておるわけでありまして。

○**大石委員** そうすると、現在の医療制度調査会というのは活動して、いろいろと調査中でございます。いずれ、

ことしか来年中には結論が出ることに相なっているわけですね。あるいはもっと延びるかもしれませんが、一応そういうわけでしょう。ところが、これは党内の問題であります、われわれ自民党の議員は医療法の一部改正という法律案を出したいと念願しまして、今現に提案されておりますが、その前にいろいろ党内の機関に諮りましておりに、厚生大臣はこういう言明をされた。その内容については別に私は反対をしようとは思わないけれども、今このような方向については医療制度調査会において検討中である、いずれ近い将来にその結論が出ますから、そのときにあらためて厚生行政、医療行政の一環として政府提案をいたしたいという気持ちがありますから、この議員提案の議員の考え方には賛成いたしかねますという発言をされました。これは間違ひありません。その発言も、厚生大臣のお考えも私は悪くないと思ひます。一つの考えでございます。ところが、この医療報酬というものは、医療行政の一つの大きな中心でございます。これは当然医療報酬のあり方について検討されておりました、されなければならぬ問題なんです。最も大きな問題の一つなんです。当然それは医療制度調査会においても検討されておるわけでございますが、その答申を待たないで、なぜこれを臨時に急に出したくなったのであります、その理由をお聞きしたいと思ひます。

○**灘尾国務大臣** 医療制度調査会におきましては、医療制度全般についていろいろ御検討願つておるわけでございますが、この社会保険等の診療報酬の適正化を期するという意味におきましては、厚生省から離れたこの種の特別の機関によりまして調査、審議を願うことが適当であるというふうなことから、別にこの機関を設けてやることにいたしましたようなわけでございます。さように御了承願ひます。

○**大石委員** そうすると、大臣にお尋ねいたしますが、医療制度調査会というものは、診療報酬というものは除外して研究を進めになっておるのか、それともこの臨時医療報酬調査会と同じように白紙でまかしてあるのか、それとも調査会に対しては、診療報酬は別個にやるから、お前の方は診療報酬に手を付けなくてくれということに注文をつけてあるのか、どちらでありますか。

○**灘尾国務大臣** 医療制度調査会は、大石さん御承知のように、医療制度全般にわたっての御調査を願うわけでありまして、厚生省として現在御検討願つております問題につきまして、厚生省の原案を示して、これによって御検討願つておるというふうに私は承知いたしております。白紙の状態において御検討願つておるものと考えております。この臨時医療報酬調査会は、これは総理府に置きまして、厚生省を離れたところで、内閣総理大臣の諮問機関としてこの調査をしてもらうということになっておるわけでありまして、おのずから別個の機関ということに相なるわけでありまして、医療制度調査会においては、診療報酬の問題には触れてはならないということはもちろんないと思ひますけれども、二つの機関がありまして、しかも医療制度というふうな建前から検討いたしますならば、診

療報酬の問題は、私の考えでは、医療制度調査会の方では、これは厚生大臣の諮問機関でございますので、幾らでも連絡できる問題でございます。適宜あばいずることによって矛盾は生じないと思ひます。

○**大石委員** そのような御答弁をされますと、さつき社会党の滝井委員が要求されたように、総理大臣を、主管大臣をここに呼ばなければ検討できないということになるんです。そうなります。法案を見ると、主管大臣が総理大臣なんです。私は、総理大臣はすべて形だけのことであって、実態は厚生大臣が最高の責任者になる、あなたの御責任だ、こういう考えのもとに質問しているんです。ところが、医療制度調査会が私の所管、厚生省の調査会であるけれども、これは総理大臣の調査会であると申しますと、どうしても総理大臣がこへ出てこなければ内容がわからないということになるわけなんです。そのような御答弁では困ると思ひますが、これはこのくらいにしておきます。

○**灘尾国務大臣** 医療報酬調査会の主管大臣は総理大臣あるいは厚生大臣である。そのような場合に、総理大臣と厚生大臣の診療報酬に関する連絡とか扱い方についてどういふことになりましか、それをお聞きしたいのです。

○**灘尾国務大臣** 政府内部の問題でございますので、総理大臣と私の間に、おいて、矛盾やそごを来たすことのないようにお互いに気をつけて参りたいと思ひます。

○**大石委員** 困りましたが、次にお聞きしたいのは、この第三条で、委員は五人をもって組織するということな

んですね。その五人の委員を選ぶにあたっては、どのような方面から、どのような人を選ぶという御腹案がございましょうか。

○高田政府委員 調査会の任務に照らしまして、それにふさわしい見識の人を委員として選ぶということになると、委員として選ぶところ、医師でありますとか、あるいは支払い団体でありますとか、そういった直接の利害関係の方々、別個の立場で御協力をいただくという意味において、委員という範囲としては考えていないわけでございます。これらの問題は、具体的な人選の問題でございまして、ここでこういう範囲ということを上上げるには時期尚早だと思ひます。

○大石委員 先ほど大臣は、われわれは白紙である、ルールを作つてほしいという希望を持っておる、しかし、どのようなルールができるか自分らにはわからない、できるだけ公平妥当な、みんなが賛成されるようなルールを作りたいと思つて、その五人の委員をお願いするのだというお話なんですな。そうすると、その五人の委員というのは、重大な責任を持つことになるわけですね。そうでしょう。ほんとうに資格のある者が、能力のある者がその委員となつて正しいルールを作り出すという場合に、初めて厚生大臣なり総理大臣の希望が達成されるわけでありまして、この委員人選が誤つたならば、重大な厚生行政の上にそこを来たすこととなります。従つて、どのような基準で、どのような方向で委員が選ばれるかということについては、重大な関心を持たなければなりません。そういう意味におきまして、当然これは学識

経験のある者から総理大臣が任命するのでございまして、政府内部の問題でございまして、十分に厚生大臣と総理大臣と御連絡があるという話でございまして、今総理大臣をここに呼びますから、厚生大臣の腹案がございなくとも、厚生大臣の腹案がございなくとも、そのような資格のある者があつたのか、どのような方向からお選びになるか、その基準をお聞きしたいと思ひます。

○瀧尾國務大臣 この調査会の設置の趣旨、目的に最も適合した方を選びたいということになるわけでございます。直接診療報酬に利害関係を持つ側の人は、競争に申し上げましたように別の角度から御協力願う、また十分意見も聞くでしょう、また御協力も願うというふうな、かように考えておる次第でございまして、委員五人というものにつきましても、さような立場を離れて、公正中立な立場にあるとだれしも認められるような、しかも学問的に權威のある方にお願ひ申し上げたい、かように考えておる次第でございまして。

○大石委員 その公正中立はいつころでございまして、かりにこの法律が国会を通りますと、直ちにその人選に着手しなければならぬ。委員がなければ満足できませんから、第一番に着手することは人選なんです。従つて、今のうちから、この国会は五月七日でおしまひでありますから、当然五月七日を過ぎたならば、直ちに、法律が通れば委員を選ばなければならぬのであります。そうすると、なるほど公正妥当な、公平な、だれが見ても正しい人を選ばなければならぬ。それはどのような、それじゃだれが相談をして選ぶのか、何かそのようなことはありませ

るか。総理大臣はそれほどの知識があらうとは思ひません。厚生大臣もそれほどの知識があらうとは思ひません。あるいは厚生省の幹部に相談して選ぶのか、さらにもっと広い方面から人を集めて、委員を選ぶための委員を考へるのか、何か腹案がございまして。

○瀧尾國務大臣 委員の人選のやり方の問題でございまして。これは各種調査会、審議会等において政府が御願ひをする、いつものやり方と同じようなやり方ということに相ならうと思ひます。総理大臣の御所管のことでありまして、大臣には御相談のあるものと私は考えております。またこちらからも、総理の権限を侵すわけには参りませんけれども、意見を申し上げてもよろしい問題だと思ひます。これは政府内部におきまして十分検討いたしまして、政府の責任において御委嘱申し上げたい、かように考えております。

○大石委員 それは、結論はおっしゃる通りですが、先ほどのお話では、直接利害の關係のない者を選ぶというお話でした。ところが、実際においては、今、日本は国民皆保険でありますから、直接利害の關係のない中立の人選は一人もございせん。いいですか。ですから、言葉のあやではありませんが、ありませんから、もう少し狭くくつて、あなたのおっしゃるのは、日本医師会に所屬している医系の者とあるいは健保連その他保険団体に關係している保険団体の代表者、そういう者は入れない、むしろ普通の大学の教授とか学者から選ぶというお考えだらうと思ひますが、大体そのような方

向でお考えですか。
○瀧尾國務大臣 大体さような考え方でおります。

○中野委員長 この際、参考人出頭要求の件についてお諮りをいたします。内閣提出の臨時医療報酬調査会設置法案について、来たる四月二十五日午前中参考人の意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。
なお、参考人の選定につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○中野委員長 次に、連合審査会開会の件についてお諮りをいたします。本委員会において審査中の内閣提出のばい煙の排出の規制等に関する法律案について、他の委員会から連合審査会開会の申し出がありました場合には、その委員会と連合審査会を開会することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中野委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。
本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十六分散会

昭和三十七年四月二十四日印刷

昭和三十七年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局